

# 新潟市食育・花育推進キャラクター「まいかちゃん」着ぐるみ使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市の食育・花育推進キャラクター「まいかちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 着ぐるみの使用を希望する者（以下「借受者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、新潟市長（以下「許可者」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第3条 許可者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 新潟市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 使用上の注意事項に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 借受者が次のいずれかに該当する場合
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他、許可者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。

(使用方法)

第4条 借受者は、許可者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消)

第6条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、借受者に損害が生じても、許可者はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、許可者が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第8条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、許可者は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、許可者が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月22日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月15日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

## 着ぐるみ使用申請書

年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

下記のとおり、新潟市食育・花育推進キャラクター「まいかちゃん」の着ぐるみを使用したいので申請します。

### 記

1 使用用途

2 借り入れ希望期間

年 月 日（ ）～ 月 日（ ）

（使用期日 年 月 日（ ）～ 月 日（ ））

3 連絡先（担当者、電話番号）

4 借り受け・返却方法

（1）借り受け方法 直接引き取り ・ その他（ ）

（2）返却方法 直接返却 ・ その他（ ）

5 添付書類（企画書等）

### 誓約書

私は暴力団又は暴力団員ではありません。

また、これらの者と社会的に非難されるような関係はありません。

様式第2号（第3条、第5条関係）